

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年4月27日

【会社名】 DNホールディングス株式会社

【英訳名】 DN HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 新井 伸博  
代表取締役副社長執行役員 野口 泰彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練堀町300番地

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 大日本コンサルタント株式会社  
執行役員 業務統括部統括部長 税所 博文  
株式会社ダイヤコンサルタント  
常務取締役（兼）経営本部長 藤本 弘之

【最寄りの連絡場所】 大日本コンサルタント株式会社  
東京都千代田区神田練堀町300番地  
株式会社ダイヤコンサルタント  
東京都千代田区三番町6番3号

【電話番号】 大日本コンサルタント株式会社  
03-(5298)-2051(代表)  
株式会社ダイヤコンサルタント  
03-(3221)-3205(代表)

【事務連絡者氏名】 大日本コンサルタント株式会社  
執行役員 業務統括部統括部長 税所 博文  
株式会社ダイヤコンサルタント  
常務取締役（兼）経営本部長 藤本 弘之

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 9,427,135,119円  
(注) 本届出書提出日においてDNホールディングス株式会社は未  
設立であるため、大日本コンサルタント株式会社(以下、  
「大日本コンサルタント」といいます。)及び株式会社ダイ  
ヤコンサルタント(以下、「ダイヤコンサルタント」とい  
います。)の2020年12月31日現在における株主資本の額(簿価)  
を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年4月7日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2021年4月23日に開催された大日本コンサルタント及びダイヤコンサルタント(以下、総称して「両社」といいます。)の臨時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、2021年4月26日に大日本コンサルタントの臨時報告書が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、両社それぞれの株主総会の議事録の写しを添付書類として追加いたします。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 【証券情報】

#### 第1 【募集要項】

##### 1 【新規発行株式】

### 第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

#### 第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

##### 1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

##### 3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

(1) 株式移転計画の内容の概要

##### 7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

##### 8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

### 第三部 【企業情報】

#### 第1 【企業の概況】

##### 2 【沿革】

#### 第2 【事業の状況】

##### 2 【事業等のリスク】

(1) 経営統合に関するリスク

### 第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

#### 第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

## 第 1 【募集要項】

## 1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	10,070,000株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

(注) 1. 普通株式は、2021年2月12日に開催された大日本コンサルタント及びダイヤコンサルタント(以下、総称して「両社」といいます。)の取締役会の決議(株式移転計画の作成)、両社において2021年4月23日に開催予定の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

2. (省略)

3. (省略)

4. (省略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	10,070,000株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

(注) 1. 普通株式は、2021年2月12日に開催された大日本コンサルタント及びダイヤコンサルタント(以下、総称して「両社」といいます。)の取締役会の決議(株式移転計画の作成)、両社において2021年4月23日に開催された臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

2. (省略)

3. (省略)

4. (省略)

## 第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

### 第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

#### 1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

##### (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

###### 提出会社の企業集団の概要

###### ア 提出会社の概要

(前略)

###### イ 提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

当社設立後の、当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、各社の臨時株主総会による承認を前提として、2021年7月14日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

(後略)

(訂正後)

当社設立後の、当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、2021年7月14日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

(後略)

#### 3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

##### (1) 株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

両社は、それぞれの臨時株主総会による承認を前提として、2021年7月14日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下、「本株式移転計画」といいます。)を、2021年2月12日開催の各社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、大日本コンサルタントの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、ダイヤコンサルタントの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、2021年4月23日に開催予定の両社の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場等につき規定されています(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。)

(訂正後)

両社は、2021年7月14日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下、「本株式移転計画」といいます。)を、2021年2月12日開催の各社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、大日本コンサルタントの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、ダイヤコンサルタントの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画に定めるところにより、2021年4月23日に開催された両社の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場等につき規定されています(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。)

## 7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### (1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

#### (訂正前)

##### 買取請求権の行使の方法について

大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントの株主が、その有する大日本コンサルタントの普通株式又はダイヤコンサルタントの普通株式につき、大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2021年4月23日に各々開催予定の両社の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントに対して通知し、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、かつ、大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントが、それぞれ上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

##### 議決権の行使の方法について

##### 大日本コンサルタント

議決権の行使の方法としては、2021年4月23日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送、インターネット等によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2021年4月22日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、大日本コンサルタントに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

(後略)

##### ダイヤコンサルタント

議決権の行使の方法としては、2021年4月23日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の委任状に賛否を表示し、ダイヤコンサルタントに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

委任状に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

(後略)

#### (訂正後)

##### 買取請求権の行使の方法について

大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントの株主が、その有する大日本コンサルタントの普通株式又はダイヤコンサルタントの普通株式につき、大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2021年4月23日に各々開催された両社の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントに対して通知し、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、かつ、大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントが、それぞれ上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

##### 議決権の行使の方法について

##### 大日本コンサルタント

議決権の行使の方法としては、2021年4月23日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送、インターネット等によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2021年4月22日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、大日本コンサルタントに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

(後略)

ダイヤコンサルタント

議決権の行使の方法としては、2021年4月23日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の委任状に賛否を表示し、ダイヤコンサルタントに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

委任状に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

（後略）

## 8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法  
(訂正前)

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、大日本コンサルタントにおいてはダイヤコンサルタントの、ダイヤコンサルタントにおいては大日本コンサルタントの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、両社の本店に、2021年4月9日より、それぞれ備え置く予定です。その他に、大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントの最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

（後略）

## (訂正後)

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、大日本コンサルタントにおいてはダイヤコンサルタントの、ダイヤコンサルタントにおいては大日本コンサルタントの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、両社の本店に、2021年4月9日より、それぞれ備え置いております。その他に、大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントの最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

（後略）

## (2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

## (訂正前)

基本合意書の締結(両社)	2020年8月7日
株式移転計画承認取締役会(両社)	2021年2月12日
本統合契約の締結(両社)	2021年2月12日
臨時株主総会基準日公告(大日本コンサルタント)	2021年2月25日
臨時株主総会基準日公告(ダイヤコンサルタント)	2021年3月4日
臨時株主総会基準日(大日本コンサルタント)	2021年3月12日
臨時株主総会基準日(ダイヤコンサルタント)	2021年3月19日
株式移転計画承認臨時株主総会(両社)	2021年4月23日(予定)
上場廃止日(大日本コンサルタント)	2021年7月12日(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	2021年7月14日(予定)
当社株式新規上場日	2021年7月14日(予定)

(注) 今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(訂正後)

基本合意書の締結(両社)	2020年8月7日
株式移転計画承認取締役会(両社)	2021年2月12日
本統合契約の締結(両社)	2021年2月12日
臨時株主総会基準日公告(大日本コンサルタント)	2021年2月25日
臨時株主総会基準日公告(ダイヤコンサルタント)	2021年3月4日
臨時株主総会基準日(大日本コンサルタント)	2021年3月12日
臨時株主総会基準日(ダイヤコンサルタント)	2021年3月19日
株式移転計画承認臨時株主総会(両社)	2021年4月23日
上場廃止日(大日本コンサルタント)	2021年7月12日(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	2021年7月14日(予定)
当社株式新規上場日	2021年7月14日(予定)

(注) 今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法  
普通株式について

(訂正前)

大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントの株主が、その有する大日本コンサルタントの普通株式又はダイヤコンサルタントの普通株式につき、大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2021年4月23日に各々開催予定の両社の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(後略)

(訂正後)

普通株式について

大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントの株主が、その有する大日本コンサルタントの普通株式又はダイヤコンサルタントの普通株式につき、大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2021年4月23日に各々開催された両社の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、大日本コンサルタント又はダイヤコンサルタントが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(後略)

## 第三部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 2 【沿革】

（訂正前）

- 2021年2月12日 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転計画を作成いたしました。
- 2021年4月23日 両社の臨時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定です。
- 2021年7月14日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

（後略）

（訂正後）

- 2021年2月12日 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転計画を作成いたしました。
- 2021年4月23日 両社の臨時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議いたしました。
- 2021年7月14日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

（後略）

## 第2 【事業の状況】

### 2 【事業等のリスク】

（訂正前）

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における各当事会社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることを想定されます。各当事会社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本届出書提出日(2021年4月7日)現在において判断したものであります。

#### (1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は2021年7月14日を予定しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

・株主総会で承認が得られないリスク

- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（後略）

（訂正後）

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における各当事会社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることを想定されます。各当事会社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本届出書提出日(2021年4月27日)現在において判断したものであります。

#### (1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は2021年7月14日を予定しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（後略）

## 第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

### 第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

#### (1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

(訂正前)

##### 【臨時報告書】

##### 大日本コンサルタント

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2021年4月7日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- ( ) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
2020年9月30日に関東財務局長に提出
- ( ) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書  
2021年2月12日に関東財務局長に提出
- ( ) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書  
2021年2月12日に関東財務局長に提出
- ( ) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書  
2021年3月18日に関東財務局長に提出

(後略)

(訂正後)

##### 【臨時報告書】

##### 大日本コンサルタント

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2021年4月27日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- ( ) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
2020年9月30日に関東財務局長に提出
- ( ) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書  
2021年2月12日に関東財務局長に提出
- ( ) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書  
2021年2月12日に関東財務局長に提出
- ( ) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書  
2021年3月18日に関東財務局長に提出
- ( ) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
2021年4月26日に関東財務局長に提出

(後略)